

環 政 第 1 4 4 5 号  
令和元年 1 1 月 1 9 日

アカシア・リニューアブルズ株式会社  
取締役社長 大橋 純 様

石川県知事 谷 本 正 憲

(仮称)七尾志賀風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に  
対する環境保全の見地からの意見について

令和元年 8 月 20 日に送付のあった標記計画段階環境配慮書について、発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成 10 年通商産業省令第 54 号)第 14 条第 3 項の規定により、別紙のとおり意見を述べます。

事務担当  
生活環境部環境政策課  
環境管理グループ  
電話 076-225-1463

アカシア・リニューアブルズ(株) (仮称)七尾志賀風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について、環境保全の見地から審査した結果、以下の事項を適切に講ずるとともに、その旨を環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)に記載すること。

## 記

### 1 全体的事項

- (1) 今後の事業計画の検討に当たっては、影響を受けるおそれのある環境要素について調査・予測し、その結果を総合的に評価して風力発電施設及び取付道路等の付帯設備の位置・規模、配置・構造等(以下「位置・規模等」という。)の決定に反映すること。
- (2) 事業実施想定区域及びその周辺には、住居等が存在することから、これらへの影響を回避又は低減するような計画とし、影響の回避又は十分な低減ができない場合は、基数の削減等による事業計画の見直しを行うこと。  
また、位置・規模等を具体化する過程において、周辺住民、関係者、関係市町との理解と不安解消を図ることが不可欠であることから、必要な情報の周知、十分な説明と意見の聴取を確実に進めること。
- (3) 方法書の作成にあたっては、位置・規模等を可能な限り具体化するとともに事業区域の絞込み過程における環境の保全の配慮に係る検討経緯及び理由を具体的に記載すること。
- (4) 事業実施想定区域周辺の既設及び計画中の風力発電所との複合的な環境影響を勘案し、可能な限りこれら他事業の諸元及び環境影響の結果並びに苦情の状況等の情報入手に努め、当該事業による影響を適切に調査、予測、評価すること。

### 2 個別的事項

- (1) 騒音・超低周波音、振動
  - ① 騒音、超低周波音に対する配慮が必要な住居等に対しては、風力発電施設から十分な距離を確保するなど関係市町と協議し、位置・規模等の決定へ適切に反映すること。  
このほか環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」に従って可能な限り騒音の低減に努めること。
  - ② 事業実施想定区域及びその周辺には住居等が存在することから、工事中の騒音・振動及び稼働中の騒音・低周波音による影響を調査、予測、評価し、位置・規模等の決定へ適切に反映すること。

- ③ 方法書の作成にあたっては、騒音・超低周波音、振動に関する調査及び予測地点は地域ごとに設定するほか、地形等による影響を正確に反映できるよう専門家の助言を得ること。

また、事業実施想定区域及びその周辺は静穏な環境であることから、工事騒音の環境保全目標は、特に静穏を要する地域の環境基準値を用いるよう配慮すること。

- ④ 騒音等の苦情対応については、環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」に基づき適切な対応に努めること。

## (2) 風車の回転による影

事業実施想定区域及びその周辺には、住居、農地が存在することから、信頼のける予測手法を用いて、風車の回転による影の影響を回避又は十分に低減し、位置・規模等の決定へ適切に反映すること。

## (3) 動物、植物、生態系

- ① 調査に用いた文献が直近の情報ではないため、文献調査の熟度を高めるとともに、地域の状況に精通した専門家の助言を得て、事業実施による動植物の生息又は生育、植生及び生態系への影響を調査、予測、評価し、位置・規模等の決定へ適切に反映すること。

- ② 方法書の作成にあたっては、動物、植物、生態系の現地調査は、専門家の助言を得て調査範囲及び期間を十分確保するほか、環境保全措置への反映に対する方針を具体的に示すこと。

- ③ 鳥類及び哺乳類（コウモリ）については、既存の風力発電所が周辺に複数設置されていることから、事業実施による渡りの経路やバードストライク等への影響について調査、予測、評価の手法を具体的に示すこと。

## (4) 景観

- ① いしかわ景観総合計画における景観形成重要エリアなど、景観に配慮すべき地域が複数存在することから、県及び関係市町の担当部局と協議し、位置・規模等の決定へ適切に反映すること。

- ② 風力発電施設は、いしかわ景観総合条例による景観影響評価の対象となるため、早期に位置を決定し、環境影響評価との整合を図ること。

③ 方法書の作成にあたっては、景勝地からの眺望景観に限ることなく、住居地域や主要な道路からの眺望景観についても予測、評価すること。

また、フォトモンタージュの作成にあたっては、風力発電施設のほか鉄塔、電線等を含めたものとし、近景、中景、遠景で予測、評価すること。

### 3 その他

計画段階配慮事項に選定していない工事中に発生する「窒素酸化物及び粉じん等」並びに土地の改変等に伴う「水の濁り」、「土砂の流出等」、「文化財」、「地域住民等の日常的な自然との触れ合い活動の場」については、調査、予測、評価したうえで、位置・規模等の決定へ適切に反映すること。